

「歴史的課題への挑戦と未来への躍進」の
実現に向けた提案・要望

＜針路別提案・要望＞

針路 11 稼げる力の向上

■商業・サービス産業の育成



1 キャッシュレス決済の普及促進



要望先：経済産業省

県担当課：商業・サービス産業支援課

◆提案・要望

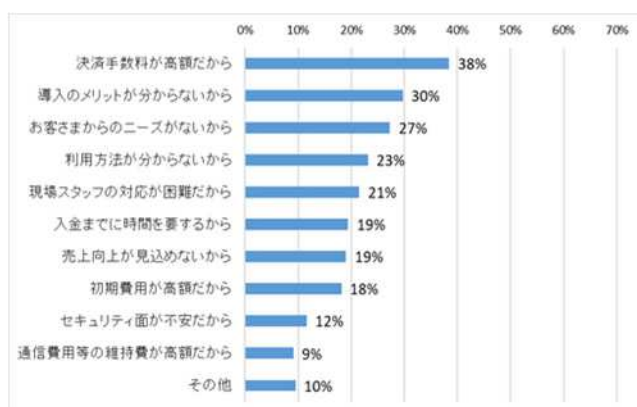
キャッシュレス決済手数料の恒久的な引下げに向け、業界団体に一層の働き掛けを実施すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ キャッシュレス決済は業務の効率化や売上げ拡大、データ利活用の促進等に資するものである。
- ・ 本県では、キャッシュレス決済の更なる拡大のため、商業・サービス産業事業者に対して専門家を派遣しキャッシュレス決済の導入・活用を推進するとともに、「埼玉県キャッシュレス推進協議会」において構成機関である商工団体や金融機関等に対し情報提供等を行っている。
- ・ 一方で、県の調査では事業者がキャッシュレス決済を導入しない理由として、決済手数料が高額であることを挙げる声が最も多いことから、キャッシュレス決済を一層普及させるためには、決済手数料の負担軽減が求められる。
- ・ 決済手数料の恒久的な引下げは全国一律で対応すべき問題であるため、国による一層の対応を求める。

◆参考

○キャッシュレス決済を導入しない理由



出典：県「令和3年度事業者向けキャッシュレス決済導入実態調査」より

○主な決済事業者の決済手数料

決済事業者（サービス）	決済手数料
三井住友カード	1.98%～
PayPay	1.60%又は1.98%
楽天ペイ	2.2%～
d払い	0%又は2.6%
au PAY	2.6%
メルペイ	2.6%
埼玉りそな銀行	2.7%～

（出典：各社ホームページ）

2 大規模小売店舗立地法届出対象の見直し【新規】



要望先：経済産業省

県担当課：商業・サービス産業支援課

◆提案・要望

駅ナカ商業施設を大規模小売店舗立地法の届出対象とすること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 大規模小売店舗立地法では一の建物で店舗面積 1,000 ㎡を超える小売業を営む店舗の設置者は新設や変更の届出、説明会の開催等が義務付けられている。
- ・ 本県では届出の受理、公告、市町村の意見聴取、審議会への諮問、意見の通知等を行っている。
- ・ しかし、駅改札口内の通路上に複数の小売業を行う店舗がある、いわゆる駅ナカ商業施設は一区画ごとに一の建物とみることになっているため、店舗面積の合計が 1,000 ㎡を超える店舗も大規模小売店舗立地法の届出対象外となっている。
- ・ これにより、駅ナカ商業施設は大規模小売店舗立地法が設置者に求める責務を負う必要がないため、届出対象の商業施設に比して不均衡となっている。

◆参考

○大規模小売店舗立地法の概要[設置者の主な責務]

- ・ 大規模小売店舗（店舗面積 1,000 ㎡超）を新設・変更する者は、都道府県等に届出義務
- ・ 届出に当たっては経済産業大臣が定めた「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」を踏まえ、立地に伴う影響の調査・予測を行い、適切な駐車場の整備、騒音の抑制、廃棄物の適正な保管等について配慮
- ・ 届出内容を地域に周知するための説明会を開催

○駅ナカ商業施設とは

駅改札口内の商業施設

○一の建物とは

屋根、柱又は壁を共通にする建物（当該建物が公共の用に供される道路その他の施設によって二以上の部分に隔てられているときは、その隔てられたそれぞれの部分）

○一の建物の考え方[大規模小売店舗立地法についての質問及び回答集（経済産業省）]

問 14. 駅ビル等について、次の場合は、一の建物となるのか。

- (1) 駅改札口内の通路上に複数の小売業を行う店舗が存在する場合。
- (2) 駅のコンコースの周辺に売店や自動販売機が設置されていて、物品販売を行う場合。

回答

- (1) 駅改札口内の店舗は、それらの間の通路は主として電車等の利用客が通行すると考えられるため、その利用形態等からみて公共の用に供される道路その他の施設によって隔てられているとして扱い、当改札口内の店舗については一区画ごとに一の建物としてみることになる。
- (2) コンコース自体は店舗面積としないが、その中にある売店等は小売業を行うための店舗として取り扱う。それらがコンコースによって分断されていれば、分断された各々の部分を一の建物と判断することになる。

<参考> コンコースとは、改札口の外であって、ホール、待合室、通路、手洗い等の一般公衆が流動又は使用するスペースをいう。

■産業人材の確保・育成

1 労働移動の円滑化に向けた措置の実施



要望先：厚生労働省

県担当課：雇用・人材戦略課、就業支援課、
産業人材育成課

◆提案・要望

人手不足分野や成長産業分野での人材活用が促進されるよう、労働移動の円滑化に向けた措置を実施すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県では、現在、業種を問わず、多くの企業が人手不足に直面している。
- ・ 例えば、令和7年2月の土木関連の職業についての有効求人倍率が約8.0倍であるなど、人手不足分野では、十分に人材が確保されていない状況が続いている。
- ・ また、企業はDX、カーボンニュートラルなどへの対応が求められており、それを支える人材の確保が大きな課題となっている。
- ・ 本県では、これまで面接会の開催などの就職支援や求職者のリスキリング等に取り組んでいるが、今後、人手不足分野、成長産業分野における人材確保が、一層、困難になることが見込まれる。
- ・ ついては、人手不足分野や成長産業分野での人材活用が促進されるよう、労働移動の円滑化に資する措置を充実するよう求める。

◆参考

○主な人材不足業種の有効求人倍率（令和7年2月：埼玉労働局資料 抜粋）

職業	有効求人倍率
土木の職業	8.04 倍
建設の職業	5.37 倍
保安の職業	7.44 倍
介護関連の職業	4.93 倍

○DXに取り組む上での課題（埼玉県四半期経営動向調査（令和6年4～6月期）※抜粋）

課題	回答割合
DXを担う人材がいない	36.4%

※ 県内中小企業2,200社を対象としたアンケート調査